

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十二月十二日奈良県指令郡土第八一―六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月二十七日郡土第五二六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年二月二十七日郡土第一六一号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市額田部北町一〇二五番二の一部、一〇二五番三、一〇二五番四、一〇二

五番五、一〇二五番六、一〇二五番七、一〇二五番八、一〇二五番九及び一〇二五番

一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市額田部北町九三六番地の二

西口長光

五 公共施設の種類

道路 大和郡山市額田部北町一〇二五番二の一部、一〇二五番三及び一〇二五番四